

就学前の教育・保育ガイドライン



墨田区

就学前の教育・保育ガイドライン

はじめに

近年、世界的に幼児教育の重要性が認識され、我が国においても幼児教育の推進や親が安心して子育てができるようにその無償化等の議論がなされています。このような状況のもと、平成27年4月1日に子ども・子育て支援新制度が施行され、一層の子育て支援の充実が求められています。

墨田区では、地場産業を中小企業が支え、近隣とのつながりの中で地域で子育てを担ってきました。そうした地域特性を下地として、これからもすべての子育て家庭が、必要な子育て支援を利用できる体制と豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくることを進めています。

人口の都心回帰の流れの中、平成24年のスカイツリー開業などを契機に、墨田区の人口の増加傾向が顕著となり、保育需要増加に対応するための「量」の確保が課題となっています。一方、保育園・認定こども園・小規模保育所・認証保育所・保育ママ等（以下「保育施設」という。）多様な形態の施設で乳幼児の育ちを支援していく中で、教育・保育の「質」の更なる向上が求められており、「育てよう！生きる力つながる力～幼児期と小学校をつなぐプログラム～」（平成27年3月発行）に掲げる「墨田区の幼児教育が目指す子どもの姿」を共有し、「質」の面から墨田区の子どもたちを育む指針とするためにこのガイドラインを作成します。

「墨田区の幼児教育がめざす子どもの姿」に向けて、墨田区の保育施設では、小学校を見通した就学前の教育・保育において、生活や発達の連続性を最大限に考慮しながら、教育・保育の充実に向けて取り組んでいきます。

就学前の教育・保育が、学校教育とつながり、将来活躍していくすみだの子どもたちの豊かな人間性を育み、健やかな成長を支援することにより、「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」を実現していきます。

ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、児童憲章、子どもの権利条約、児童福祉法はもとより、墨田区基本構想、墨田区基本計画、墨田区教育施策大綱、墨田区次世代育成支援行動計画、墨田区保育理念、すみだ教育指針を踏まえ、また、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の要素を取り込んで作成しています。墨田区の保育施設において指針とし、墨田区の子どもたちの健やかな育成のために活用します。

墨田区基本構想

豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

墨田区基本計画

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

墨田区教育施策大綱

すみだ教育指針

墨田区次世代育成支援行動計画

墨田区保育理念

保育所保育指針

幼稚園教育要領

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

墨田区の幼児教育がめざす子どもの姿

- ・ 健やかな心と体をもち、十分に自己を発揮し、自分に自信をもって意欲的に活動できる子ども
- ・ 友達と一緒に活動することを喜び、共通の目的に向かって協力して物事をやりとげようとする子ども
- ・ 良いこと悪いことがわかり、考えながら行動できる子ども

<子どもたちに身につけさせたい3つの力>

自分で考え行動できる力

意欲的に遊び、学べる力

人とかかわり共に育ち合う力

<就学前に育てたいこと>

体・ 基本的な生活習慣（生活リズム、持ち物の管理、身のまわりの整理、生活に見通しをもつ）

- ・ 健やかな体（運動能力、体力、持久力、集中力、器用さ）

心・ 心の育ち（情緒の安定、感情のコントロール、感性、優しさ、表現力、根気強さ、判断力）

- ・ 自信 意欲（自己肯定感、充実感・達成感、興味・関心・学びの芽）

かかわり

- ・ コミュニケーション能力（話す、聞く、伝える、理解する、受け入れる、必要な語彙をもつ）
- ・ 社会性の基礎（あいさつ、ルールやきまりを守る、仲間意識、違いを認める、人の役に立つ、地域とのつながり）

1 就学前の教育・保育

乳幼児期を通して特に大切にすべきことは、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を子どもの発達の一貫性を考慮して展開することであり、保育施設において、子どもの発達における実情に即応した教育・保育を行っていきます。

(1) 乳児期(0歳～2歳)

乳児期は、「全身運動」「感覚」「感情」「手指操作」「言語・認識」「人とのかかわり」「食事・排泄・睡眠等基本的な生活習慣」等、様々な側面からの丁寧な教育・保育が必要です。さらに、乳児の発声、喃語、発語、笑いや泣きから言葉にならない言葉を聞き取り、読み解く力も求められます。

乳児期は身近な大人との信頼関係のもと、清潔な環境の中で、愛され、護られ、あそびや生活体験によって育ちます。そのために、保護者とならび、多職種(保育士・看護師・栄養士等)と連携し支え合い、地域とかがわることが不可欠な要素となります。

乳児期においては、人間形成の土台になる乳児の発達の特性を配慮した活動内容を計画に入れ、幼児期の豊かな育ちへと繋がる連続性のある教育・保育を実践します。

(2) 幼児期(3歳～5歳)

幼児期は、就学前の教育・保育を一体として捉え、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる教育・保育が重要です。その教育・保育は小学校教育との接続等、それ以降の生活や学習の基盤を培うために子ども一人ひとりの特性を見極め、集団生活の中で切磋琢磨のできる環境整備と子ども主体の質の高い教育・保育を実施します。

就学前において、子どもの生きる力の基礎力をつけるために、保育士及び保育教諭(以下「職員」という)は、一人ひとりの子どもの理解を深め、教育・保育計画を構成します。

2 保護者とともに

子育ての基本は家庭にあります。保育施設は、子どもの教育・保育にあたって、その健やかな成長発達のために、保護者ととともに協働して行うことが重要です。

保護者に教育・保育方針を理解してもらい、職員は、子ども一人ひとりの発達課題、目標等を保護者と共有し、子どもの成長を支援します。

保護者からの子育ての悩みは一緒に考え、要望・意見等には誠実に向き合い、丁寧に対応し、保護者が子育ての喜びを感じながら安心して子育てができるように努めます。

必要に応じて関係機関(子育て支援総合センター・保健センター・福祉保健センター等)との連携も検討し、理解を求めます。

3 地域との連携

子どもたちが健やかに成長していくためには、保護者による養育を基本としつつも、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携かつ協力のもとに、子どもの健全育成にかかわっていくことが重要です。

保育施設においては、とりわけ地域の関係機関（町会・民生委員等）と連携することで地域の力を積極的に取り入れることを意識し、在園児とその家庭、そしてすべての子育て家庭を支援していくことに留意していきます。

保育施設の運営に当たっては、職員が、保護者も地域の一員であることを理解することが必要です。

子育て支援は、保護者は勿論のこと地域全体を視野に入れた連携を構築していくことが重要であり、夏祭り・敬老会・運動会等でその関係性を深める取り組みを行っていきます。

4 小学校との連携

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、小学校との連携において、就学前の教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うこと、また、園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、小学校教育との円滑な接続のため、連携を図るものとしています。

職員は、小学校生活につながる園児の主体的な活動が確保されるよう、一人ひとりの行動の理解と予想に基づき、計画的に物的・空間的環境をも構成します。その上で、全体の活動については子ども主体の協同的学びにつながるようにするなど、様々な配慮すべき事項に着目して計画します。また、教育委員会で計画実施している「幼保小中一貫教育連絡協議会」にも積極的に参加するように努めます。

小学校との連携においては、学校探検や給食体験、一年生との交流で園児と小学校の児童が触れ合い、また、小学校の教師による模擬授業での様子や課題等について意見交換を行う等、接続期において園児がスムーズに小学校生活に移行できるよう配慮し、工夫していきます。

5 子どもの健康と安全の確保

子どもの健康維持増進と安全確保は危機管理体制の整備と合わせて最優先で進めます。保育施設では、各種マニュアルのブラッシュアップに努め、それらマニュアルに基づいて教育・保育の実践や訓練を実施します。

子どもの健康管理に伴う安全確保とそれを取り巻く保健全般については、日頃の環境や衛生管理、事故防止の安全管理と点検等を着実に実施します。

実際の危機事象においては、事態の把握漏れや職員間の連携漏れ等も未然に防止する観点から、マニュアル等について職員間での共通理解を図るとともに嘱託医等とも日ごろから連携を密にします。さらに一人ひとりの健康状態並びに発育状態の把握をし、保護者とも連携しておく必要があります。

6 危機管理体制の整備

危機管理体制の整備については、墨田区の危機管理マニュアルや防災マニュアルを参考にし、地震や災害、防犯などに備え、種々の実施訓練を積み重ね、職員同士の共通理解を図ります。

災害などは、いつ発生するか予測がつかないため、さまざまな対応能力を身につけます。定期的な避難訓練はもちろん「救急法・AEDの使用法の獲得」「園外保育時の対応と連携」「防災無線機の操作方法の把握」「安全・安心メールの薦め」「保護者への園児引き渡しの方法」、さらに災害後の教育・保育復帰の仕方等、施設の整備状況に応じて、子どものよりよい環境を確保するために、保育施設が地域の実情に応じた一層の防災対策を心がけます。

教育・保育は日々の地道な危機管理体制の整備・確認の積み重ねが重要です。

7 人材育成・組織

職員は、子どもの健やかな育成のために、研修や研究、教育・保育実践を計画的に取り組み、教育・保育の質の向上に努めます。

墨田区においても研修計画のもと合同研修等を実施して資質向上に努めていきます。

保育施設においては、教育・保育目標を確認し、子どもの実態について話し合う会議を定期的、及び必要に応じて開催し、一人ひとりの子どもの成長発達状況と教育・保育の方法を共有し、実践します。あわせて組織としての自己評価、職員個人としての自己評価を行い、定期的に教育・保育の振り返りを行います。

また、第三者の外部評価を受審し、客観的な視点での評価をより良い園運営に生かしていきます。墨田区としても、検査・指導等を通して教育・保育水準の確保を図っていきます。

教育・保育の質の向上には、職員の専門的資質の向上はもちろんのこと、組織内での職員間の日ごろからのチームワークを確立することが重要です。

子ども主体の協同的な学びを大切に

「安心して暮らせる『すみだ』をつくる」には、子どもの声を聴くことが非常に重要であると思います。子どもの「声」は言葉だけではなく、表情、しぐさ、行為といった無数のものがあげられますが、それらの声を大切にし、かかわりあうとき、子どもたちは安心して過ごし、自らの主体的な学びを広げ育ちます。子どもたちの安心できる保育の場は、子どもとモノとの対話が豊かにあり、また、子どもと保育者との対話も豊かです。さらに、そのような保育の場で、子ども同士の対話が深まることで、さらなる学びの世界が広がります。学びの世界は、保護者や地域の方との対話にも広がり、かかわりあう共同体の創成にもつながっていきます。子どもたちが安心して豊かに学ぶことができる世界は、共同体が支えているのですが、実は、子どもたちが安心して豊かに学ぶことができることは、人々とのかかわりあいを豊かに作り出し、より豊かな共同体をつくりだすことにもつながっていきます。

この『就学前の教育・保育ガイドライン』に書かれていることは、子どもの声を大切にしてきた、これまでの墨田区の取り組みから生まれてきた就学前教育・保育において大切なガイドラインですが、このことをもとに、さらに子どもの声を大切にしながら、子ども同士、保育者、保護者、地域の方々とのかかわりあいを深めて、よりよい就学前教育・保育、よりよい共同体をつくるきっかけとなることを期待しています。

玉川大学大学院教授 岩田恵子

就学前の教育・保育ガイドライン

発行日	平成29年3月
編集/発行	墨田区子ども・子育て支援担当 子ども課 「就学前の教育・保育ガイドライン検討委員会」
住所	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
電話	03(5608)6161
E-mail	KODOMO@city.sumida.lg.jp